

# IoT 対応人材育成支援事業実施要領

平成 30 年 10 月 22 日制定

(目的) IoT 対応人材育成講座

第 1 ICT 機器の普及や、IoT 等の本格的な実用化に向けた動きが進む中、今後、IoT の意義を理解し、様々な課題の解決などに結びつける能力を有する人材に対するニーズが高まっていくと考えられることを踏まえ、本事業は産学官連携のもと新技術に関する実践的な訓練を実施し、企業の現場において、製造ラインの IoT 化等の新技術活用をけん引する人材を育成するために必要な活動に対し育成資金を支援する。

(支援対象企業)

第 2 製造ラインの IoT 化等、新技術活用をけん引する人材を育成しようとする企業で、本社又は事業所を岩手県内に有する企業とする。

(支援内容及び経費)

第 3 公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）は、支援対象企業が実施する製造ラインの IoT 化等に必要人材の育成または、新技術活用をけん引する人材の育成を図ることを目的に行う訓練等に要する経費を支援する。ただし、他の補助金、支援金の対象となる事業活動に要する経費を除く。

2 育成は次のいずれかとする。

- (1) 製造ラインの IoT 化等の新技術をけん引する人材を育成したい企業が、自社の社員等を大学又は公設試験研究機関等に派遣して、訓練を受講させるもの。
- (2) (1)の派遣型訓練のほか、必要に応じ、指導者が受講者の所属企業に出向いて、現場での指導を行うもの。
- (3) 訓練の具体的内容、派遣先機関、カリキュラム等は、受講者を派遣する企業のニーズ等を踏まえ、センターが派遣先候補となる大学又は公設試験研究機関等と協議して定める。

3 支援対象とする経費は別紙に定める。

(支援金額及び支援率)

第 4 支援金額は、別紙に定める対象経費に該当する育成活動に対し 4,500 千円を上限とする。

2 支援件数は年度ごとに 2 件程度とする。

3 支援率は、10 分の 10 とする。

(支援の申請)

第 5 支援対象企業が支援を受けようとする場合は、「IoT 対応人材育成支援事業申請書」一式（様式第 1 号一式）をセンターに提出するものとする。

2 センターは前記申請書を受理した後、申請内容についてヒアリング調査を実施するものとする。

(支援の決定)

第 6 理事長は第 5 の規定による申請書の提出があった時は、申請内容を別に定める審査委員会に諮ったうえで、支援を決定し、支援決定企業（以下「支援企業」という。）に対し「IoT 対応人材育成支援事業支援決定通知書」（様式第 3 号）を交付する。

(支援対象とする訓練活動の期間)

第7 支援対象とする訓練活動の期間は、最長2月末頃とする。なお、これにより難しい事情がある場合には、支援対象企業は事前にセンターに協議を行うものとする。

(事業完了報告書及び支援金の支払いについて)

第8 支援企業は支援事業終了後、2週間以内に「IoT 対応人材育成支援事業完了報告書」一式(様式第5号一式)をセンターに提出するものとする。

2 センターは前記報告書を受理したのち、報告内容について審査委員会を実施し、終了した支援事業が適正と判断された場合には、支援すべき経費の額を確定し、支援企業へ「最終支援額確定通知書」(様式第4号)を交付する。

3 センターは、前項の規定により支援すべき経費の額を確定した場合には、訓練を実施した期間等に対し、訓練に要した経費を速やかに支払うものとする。

4 支援企業が当初申請した事業計画書内容と相違する事業報告の経費について、事前に変更承認を受けていないものについては支払対象としないものとする。

(支援の遅延・中止の場合)

第9 支援企業は当初予定していた事業の完了が遅れる場合にはセンターへ「遅延報告書」(様式第7号)を提出するものとする。

2 支援企業は当初予定していた事業を中止する場合にはセンターへ速やかに「事業中止・変更依頼書」(様式第8号)を提出するものとする。

(周知の方法)

第10 支援事業の周知は、センターHPに掲載して行うほか、センターが保有する企業向けメールの活用及び、職員の企業訪問等により行う。

(支援後の対応)

第11 この事業の周知を幅広く行うため、センターは成果発表会を開催するとともに、支援企業は成果を発表するものとする。

(補足)

第12 この要領で定めるもののほか、IoT 対応人材育成支援事業の実施に必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月22日から施行する。

IOT 対応人材育成支援事業対象経費

対象経費
<p>1 受講者の育成に関するもの</p> <p>指導者謝金</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支援企業の受講者を指導することに要する謝金</li></ul> <p>指導者旅費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支援企業の受講者を指導するために要する旅費</li></ul> <p>研究機材使用料</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受講に必要な機材の使用料</li></ul> <p>教材費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受講に必要な教材の購入費</li></ul>